# 宇宙関連産業の拡大に向けた実証実験基盤検討支援業務委託 仕様書

#### 1 業務名

宇宙関連産業の拡大に向けた実証実験基盤検討支援業務委託

## 2 業務の目的

福島イノベーション・コースト構想におけるイノベ重点分野のひとつでもある宇宙 分野において、現在、本市では関連産業の誘致・集積を推進するため、ロケット打上 げに代表されるように事業者の実証実験の支援等を推進しているところである。

今後も政府の支援等を背景に、加速度的に技術開発が進むと同時に実証実験も多様化し、規模も拡大していくことが想定されることから、本事業において、将来的に実施される実証実験の種類や規模を調査し、実施場所の適地となる候補地の選定に必要な各種条件を整理することを主たる目的とするものである。

## 3 履行場所

南相馬市商工観光部商工労政課ほか市の指定する場所

#### 4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

# 5 委託業務の内容

(1)業務計画の作成

本業務の目的を達成するための、業務計画及びスケジュールを作成すること。

(2)業務実施体制の整備

本業務に支障をきたすことのないよう、必要な人員計画および不測の場合のバックアップ体制等、万全の業務実施体制を整えること。

(3) 将来的な実証実験の需要調査

政府の宇宙関連産業に対する支援方針や、事業者の開発スケジュール等をもとに 今後需要が見込まれる実証実験の種類や規模を調査し、実施時期や期間を踏まえて 整理すること。

一例として、これまでの調査において、小型衛星を軌道に投入するために必要な推力に対応したロケットエンジン・モーターの燃焼試験の需要が高まっていることを確認している。

# (4) 実証実験候補地の条件調査

上記(3)の調査結果及び宇宙関連の法制度等を踏まえ、実証実験に必要なインフラの種類及び能力のほか、保安距離、地耐力等の地盤条件、必要となる敷地面積 (冗長性の確保を含む)等、候補地を選定する上での必要条件を調査すること。

(5) 実証実験施設整備運営に関する調査

実証実験の規模拡大にあたり施設整備が必要となる場合も想定されることから、 以下項目について調査・検討すること。なお、現時点で特定の整備運営事業者は定 めないものとする。

- ・ 実証実験の試験項目を整理の上、必要となる施設・付帯設備を調査し、整備にかかる概算費用を算出すること。
- ・ 施設整備に関係する法制度を調査・整理するとともに、当該法制度に整合させるために必要な対応策を検討すること(規制緩和の検討も含む)。

- 施設運営において必要となる資格、知識、スキル等(スキルセット)を体系的に 整理すること。
- ・ 安全・安心な施設運用の実現に向け、万が一実証実験に失敗した際に安全性を 担保するための安全審査基準を検討すること。

# (6) 環境影響の想定と対応の検討

実証実験における周辺地域への騒音・振動・匂いや自然環境(大気・土壌・水質等)への影響を想定し、その影響の程度を踏まえ、どのような対応を講ずるべきか検討すること。

# (7) 経済波及効果の試算

宇宙関連試験施設の運営による本市への経済波及効果を試算すること。経済波及効果の試算にあたり、宇宙産業と非宇宙産業に大別し、その中でさらに業種を分類すること。

# (8) 関係者へのヒアリング

上記(3)~(7)の調査・検討にあたり、必要となる場合は関係者にヒアリングを実施すること。なお、ヒアリング先及びヒアリング手法は市と協議して定めるものとする。

# (9)報告書の作成

各種調査・検討の結果、事業の経過等を包括的に報告書としてとりまとめるとと もに、第三者への公開を前提とした報告書概要版を作成すること。

また、令和7年11月末を目途に上記(3)、(4)を中心とした中間報告書を 作成すること。

### 6 成果品

- (1) 調査結果報告書一式 (Microsoft Office および PDF 形式)
- (2) 関連資料一式(同上)
- (3) 打ち合わせ議事録一式(同上)
- (4) 上記を格納した媒体 (CD-R)

#### 7 担当課との打ち合わせ及び内容の記録

- (1) 受託者が打ち合わせ内容の記録を作成し、本市と相互に確認を行う
- (2) 本市において実施する打ち合わせは、月1回程度を予定している

# 8 成果品提出先

南相馬市商工観光部商工労政課

#### 9 成果品の検査及び引き渡し

受託者は、本業務完了時に本市の検査を受けなければならない。検査合格後、本仕様に指定された成果品一式を納入し完了とする。

#### 10 注意事項

- (1)受託者は、この業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報 取扱特記事項」を守らなければならない。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「南相馬市商工観光部商工労政課」と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

- (4) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は本市の許可なく他に公表、貸与、 使用、複写、漏洩してはならない。
- (6)業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ決定するものとする。